

郵便局の警備会社待機所模様替工事における専門工事業者の募集

2025 年 6 月 16 日

日本郵便株式会社

不動産部担当執行役員 黒木 信浩

四国エリアにおける郵便局の警備会社待機所模様替工事を実施する受注者（以下「専門工事業者」という。）を募集する。

1 概要

(1) 概要

四国エリアにおける郵便局に警備会社の待機所を設置するために行う模様替工事を受注する工事業者を専門工事業者として選定するもの。

(2) 対象施設

別紙 1 の施設（予定であり増減があり得る）

(3) 対象工事

模様替工事（請負契約の金額が 500 万円（税抜）以下の建築一式工事、電気工事及び管工事）等。

なお、見積書を提出した場合であっても、日本郵便株式会社の判断によっては、他の者に見積を依頼し、契約することがある。

(4) 指名期間

2025 年 8 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日までの 1 年間

(5) 指名条件

別紙 2 のとおり

(6) 重複応募

本件に関し別に募集する他エリアへの応募も可能とするが、同一支社エリアにおいて、「小規模修繕工事を実施する受注者（事前指名者）」との重複はできない。

2 応募資格要件

(1) 次のアからキに該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。

イ 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- (ア) 不正又は不誠実な行為をした者
- (イ) 不法行為をした者
- (ウ) 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者
- (I) 安全管理の措置が不適切であると認められる者
- (オ) 契約相手として不適切であると認められる者
- (カ) その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者

ウ 現に別に募集している「小規模修繕工事を実施する受注者」である者

エ 上記募集に今後応募する予定がある者

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成 8 年法律第 95 号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

カ 自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときはその全てを含む。）若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

- (ア) 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうロゴ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。
- (イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (I) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
- (オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

キ 技術資料の審査基準日に、徳島県、香川県、愛媛県、高知県内のいずれかにおいて、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止を、国土交通省四国地方整備局又は徳島県、香川県、愛媛県、高知県から指名停止（日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている者。

(2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けている単体企業の者であること。

なお、総合評定値の審査基準日は、技術資料受付締切日の 2 年前までのものとし、かつ最新のものであること。

総合評価値の工事種別	建築一式	総合評価値	求めない
事業所の所在地に関する要件		徳島県、香川県、愛媛県、高知県内のいずれかに建設業法上の本店・支店又は営業所を有すること。	
配置技術者に関する要件		(表-1)の有資格技術者を4名以上有し、かつ当該エリアに主担当技術者1名((表-1)の資格を有する者で、他のエリアとの重複不可とする)を選定できること。	

3 技術資料の提出等

(1) 技術資料の提出方法

技術資料は、下記4に示す期限までに、下記5に示す場所に持参又は郵送（一般書留郵便に限る。）により提出すること。電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

なお、技術資料を郵送で提出する場合は、一般書留郵便を差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物受領証（お客様控え）」の写しを、技術資料受付締切日までに、下記4に示す技術資料提出先に電子メール添付ファイル送信すること。

(2) その他

下記8(3)の通知に必要な返信用封筒として、提出者の住所及び商号又は名称を記載し、速達一般書留郵便料金分の郵便切手（890円分）を貼付した長3号封筒を同封すること。

4 技術資料の手続

手続等	期間・期日・期限（注1）	場 所
技術資料作成に係る資料の交付	2025年6月16日（月）から 2025年7月11日（金）まで	日本郵政グループホームページ（建設工事関係）よりダウンロード（注2）
技術資料提出先及び期日	2025年7月18日（金）までに持参 又は郵送（締切日までに必着）により提出すること。	項番5のとおり
審査結果通知日	2025年7月30日（水）まで	応募者に書面により通知

（注1） 上記の期間中の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時（正午から午後1時の間を除く。）とする。

（注2） 日本郵政グループホームページ（アドレス）

<http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ⇒調達情報・公告⇒調達情報⇒一般調達情報
⇒建設工事・設備運行・設備保守関係⇒入札公告

エリア	四国エリア
会社	日本郵便株式会社
種別	建設工事関係（入札公告等）

5 技術資料の提出先及び審査担当部署

担当部署	電話番号等	住所
日本郵便株式会社 不動産部 ファシリティマネジメント室 局舎セキュリティ担当	03-3477-0649 kyokushasekyu rithitantouhon shafashirithima nejimentoshitsu .ii@jp-post.jp	100-8792 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号 大手町プレイスウエストタワー

6 技術資料の審査

- (1) 提出された技術資料に基づき、（表- 2）及び（表- 3）に示す内容について審査する。
- (2) （表-2）に掲げる応募資格要件を満たさない場合は不適格とし、（表-3）の審査は行わない。

7 専門工事業者の決定方法

- (1) （表-3）の審査において、別に定める基準ポイント数の制限の範囲内を満たす者の中から評価付けを行い、その評価結果を基に総合判断を実施し、最も評価の高い者を第一順位者として指名する。
なお、順位付けは、第三順位者まで行う。
- (2) 上記(1)において、（表- 3）の審査が同評価となった場合は、別途くじで順位者を決定する。
なお、技術資料の提出者においてくじを引く者が出席しないとき又はくじを引かないときは、審査に関係のない社員にくじを引かせる。
- (3) 選定された専門工事業者が指名を取り消された場合は、次順位者を繰り上げ指名する。

8 審査結果及び指名通知等

- (1) 技術資料の審査基準日は、2025 年 6 月 16 日（月）とする。
- (2) 上記 6 及び 7 により選定された者を指名する(以下「指名者」という。)
- (3) 指名者に対しては指名通知を、指名しない者に対しては、指名しない旨を書面により通知する。

9 失格の条件

以下の場合には失格とする。

- (1) 技術資料の提出方法、提出先及び提出期限が、指定された方法によらないもの。
- (2) 技術資料の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 技術資料に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 技術資料に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

10 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。
- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出期限以降の技術仕様の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした場合には、取引制限措置を行うことがある。
- (5) 技術資料に虚偽の記載をし、その審査結果に基づき指名された場合には、これを取り消す。
- (6) 提出された技術資料は返却しない。
- (7) 技術資料提出者及び審査結果に関する問い合わせには一切応じない。
- (8) 指名通知後、本件工事に関する見積書には、工事等の項目毎に労務費（職種、人工及び労務単価）を、材料費等と別に記載するほか、諸経費等の欄に、諸経費率及び施設下請経費率を記載すること。
- (9) 本件手続に関する問い合わせ先は、上記 5 に示す技術資料提出先のとおり。

(表- 1) 配置技術者等に求める資格

工事種類	建築工事
資格の種類	1・2級建築施工管理技士、一・二級建築士、監理技術者資格者証 (裏面に監理技術者講習修了履歴の記載があるもの)

(表- 2) 応募資格要件

要件	内容
競争参加資格の有無	建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29に定める建築一式に係る総合評定値の通知を受けた者。
競争参加(指名)停止の有無	技術資料の審査基準日に、徳島県、香川県、愛媛県、高知県内のいずれかにおいて日本郵政グループ各社により競争参加(指名)停止を、国土交通省四国地方整備局又は徳島県、香川県、愛媛県、高知県から指名停止を受けていないこと。
技術者数と担当技術者の資格、免許等	(表-1)の有資格技術者を4名以上有し、かつ該当エリアに主任担当者1名((表-1)の資格を有する者で、他のエリアとの重複不可とする)を選定できること。 ただし、担当技術者の資格を証明できる資料等の提出は、指名者通知後、第一順位者に対してのみ求める。

(表- 3) 労務単価と諸経費率及び標準工事価格での審査項目(技術資料)

項目	内容	審査方法
工事实績	工事の実績に応じてポイント数を減算する。	ポイント数が最小のものから順位付けする。
労務単価と諸経費率	工種別の労務単価を、工種別に定めた係数等に乗じたポイント数合計(ポイント数合計には、ポイント数の小計に諸経費率(%)及び係数に乗じて算出した諸経費ポイント数を含む。)	
標準工事価格	工事項目別の標準工事の総額金額(直接工事費及び諸経費等を含めた一式の総額)のポイント数合計	

別紙 1

番号	局所コード	局名	都道府県	所在地
1	610060	北条郵便局	愛媛県	愛媛県松山市北条辻 1 7 6
2	611320	松山南郵便局	愛媛県	愛媛県松山市森松町 6 4 7
3	640230	春野郵便局	高知県	高知県高知市春野町弘岡上 8 4 - 2

指名条件書

件 名 四国エリアにおける郵便局の警備会社待機所模様替工事を実施する専門工事業者の募集

所 在 地 別紙1のとおり。

対象期間 2025年8月1日から2026年7月31日までの1年間

内 容 郵便局に警備会社の待機所を設置するために行う模様替工事を受注する工事業者を専門工事業者として選定するもの。

1 対象施設

郵便局 3局（予定であり増減があり得る）

2 工事の手続

- (1) 郵便局内への警備会社待機所設置にあたり、施設担当者等^(注1)から工事概要等を専門工事業者あて連絡し、見積書の作成依頼を行う。
- (2) 施設担当者等から見積書提出の依頼があった場合はスケジュール調整の上、現地調査を行い、10営業日以内^(注2)に見積書を提出すること。また、設備工事等で自社対応が難しい場合で10営業日以内に見積書を提出することができない場合は、見積提出日を施設担当者等と調整すること。
- (3) 提出された見積書等は施設担当者等で工事内容、金額等を審査する。
見積書には、工事等の項目毎に労務費（職種、人工及び労務単価）を、材料費等と別に記載するほか、諸経費等の欄に、諸経費率及び施設下請経費率を記載すること。
- (4) 施設担当者等は、専門工事業者と価格の決定を行った上、工事請負請書の提出と工事の施工を依頼する。
- (5) 専門工事業者と工事費について妥結できない場合は、施設担当者等は契約を締結しないことができる。その場合、施設担当者等は事前調査費を負担する。
また、反対に施設担当者等から提示される条件を専門工事業者が受け入れることができない場合には専門工事業者は理由を付して工事を辞退することができる。その場合、事前調査費の負担は協議による。
- (6) 工事完成后、施設担当者等に「完成届・検査調書・引渡書」（以下「工事完成書類」という。）を提出して直ちに完成検査を受ける。工事完成に伴う書類等は、完成検査時に提出し、完成検査合格後、請負代金請求書を速やかに提出する。

（注1） 施設担当者等は以下のとおり。

日本郵便株式会社不動産部ファシリティマネジメント室
局舎セキュリティ担当又は契約・営繕担当

（注2） 以下の日は営業日に含めない。

- ・土曜日、日曜日及び祝日
- ・年末年始期間（12月29日～1月3日）

3 指名の取消し

- (1) 指名期間中に日本郵政グループ各社から競争参加（指名）停止を受けた場合には、指名を取り消す。
- (2) 募集の条件等が遵守されない場合、工事関係書類（見積書・工事完成書類等）の提出の遅れ又は工事の対応不備等の問題点が生じた場合は、専門工事業者の資格を取り消すことがある。
- (3) 指名期間中に契約の履行状況が著しく不良と認められる場合や、経営状態が著しく不安

定であると判断される（取引停止の事実等、中小受託事業者への賃金不払い等の通報があり、改善がない等）場合は、指名を取り消すことがある。

4 見積書提出及び完成時の提出書類等

提出する書類は、必ず提出日を記入すること。

- (1) 見積書提出時には、工事箇所等が判る図面（簡易な図面可）、写真を添付する。
- (2) 施設担当者等の工事完成の立会いを受けられない場合は、工事の完成を証明できる日付が入った記録写真及び完成写真を施設担当者等に提出する。
なお、記録写真及び完成写真は、工事内容のすべてを網羅して提出する。
また、複数部屋を工事する場合は、すべての部屋の写真を提出する。
- (3) 工事完成検査合格後、速やかに請負代金請求書を提出すること。

5 その他

- (1) 現地調査、見積書の作成や工事実施にあたり施設担当者等の事情を理解の上、誠意をもって協力的な姿勢で臨むこと。
- (2) 会社の住所及び連絡先（緊急連絡先含む。）を施設担当者等に2025年8月6日までに報告すること。
- (3) 工事の都度提出される見積書の労務単価、諸経費率は、当初に提出された技術資料の労務単価、経費率を上限とする。
また、標準工事価格に設定された工事内容と実際の工事内容が一致する場合は、該当する標準工事にかかる直接工事費については、当初に提出された技術資料の標準工事価格を上限とする。なお、標準工事と類似する工事内容の場合は、標準工事の価格を考慮したものとする。
- (4) 本指名により生ずる権利又は義務は、第三者に譲渡又は継承しないこと。
- (5) 見積書の提出、工事の実施、完成時の書類提出等、常に業務の進捗状況を把握し、自社として期限を遵守するよう管理すること。
- (6) 請負代金は、適正な請負代金請求書を受領後、30日以内に支払う。
- (7) 技術資料に記載の住所、連絡先及び担当者が変更になる場合は、事前に施設管理者等に連絡すること。
- (8) 専門工事業者に対して3ヶ月前に通知をすることをもって指名を取止めることがある。
- (9) 指名期間中に見積書の依頼元や送付方法等について変更することがある。